2020年5月22日 全国生活と健康を守る会連合会 会長代行 吉田 松雄 東京都新宿区新宿5-12-15KATOビル3階 電話03 (3354) 7431、FAX03 (3354) 7435

「特別定額給付金」の改善を求める要望書

日ごろ、国民の生活向上のためにご尽力されていることに深く感謝いたします。

新型コロナウイルス対策による緊急宣言で、学校の一斉休校や外出の減少などで倒産、廃業、失業などで日本経済は未曽有の大打撃を受けています。飲食店をはじめサービス業は売り上げが激減、建設関連でも仕事がストップしているところが生まれるなど、あらゆる分野で多大な影響が出ています。東京23区の20年4月の生活保護申請件数が前年同月比で30%以上増え、2000件余りに上ったとNHKが報じました。

政府は、「特別定額給付金」の支援策を打ち出しましたが、手続きの煩雑さや、住民票など証明書類が手に入らない立場の人、給付金を特に急ぐ人などへの対応に大きな混乱をきたしています。いままさに、生き続けられるかの困窮極まるぎりぎりの命を救うためにも、さらなる国の強力な支援策が求められています。

そこで、下記の事項について速やかに対策を取ることを要望いたします。

【記】

- 1、①申請方法を簡素化し、支給を急いでください。
 - ②特に、生活保護利用者は、福祉事務所が受給者を把握しているため、証明書のコピーなどがなくても受け付けてください。
 - ③住民票がない人(ホームレス)などの申請を簡素化してください(住民票がなくても 受け付けるなど)。
- 2、対象者を20年4月28日以降に生まれた新生児が対象にならないことから21年4月末生まれまで対象に含めてください。
- 3、2回目の「給付金」支給を行ってください。

以上

国会議員・田村智子事務所、岩藤秘書からの報告です。

【6月4日、総務省からの回答】

1、①簡素化は署名があれば押印不要、郵送の返信切手も不要にするなど簡素化をしている。

- ②なりすまし被害が既に出ていて、本人のためにも本人確認をしている。税金とかの引き落とし口座については証明書を不要としていて、保護受給者の振込口座を自治体が把握している場合には口座番号の証明書類は不要としてもかまわない。実際に、そういう自治体もあると聞いている。
- ③住民登録を求めているのは二重給付の防止、そういう方については寄り添った支援が必要で、自立支援センターに寄り添った支援を行った場合の経費を見ている。
- 2、基準日は給付範囲に線をひかざるをえないので、ご了解いただきたい。
- 3、2回目については答える立場ではない。現在の給付金を速やかに支給できるよう努力している。